

資 料

1. 土地開発公社等所在地一覧

名 称	〒	所 在 地	電 話 番 号
川 越 市土地開発公社	350-8601	川越市元町 1-3-1	049(224)8811 代
熊 谷 市 "	360-8601	熊谷市宮町 2-47-1	048(524)1111 代
川 口 市 "	332-8601	川口市青木 2-1-1	048(258)1203 直通
行 田 市 "	361-8601	行田市本丸 2-5	048(556)1111 代
所 沢 市 "	359-8501	所沢市並木 1-1-1	04(2998)9053 直通
飯 能 市 "	357-8501	飯能市大字双柳 1-1	042(973)2111 代
加 須 市 "	347-8501	加須市大字下三俣 290	0480(62)1111 代
本 庄 市 "	367-8501	本庄市本庄 3-5-3	0495(25)1163 直通
比 企 "	355-0017	東松山市松葉町 1-2-3	0493(23)9331 直通
春日部市 "	344-8577	春日部市中央 6-2	048(736)1111 代
狭 山 市 "	350-1380	狭山市入間川 1-23-5	04(2953)1111 代
羽 生 市 "	348-8601	羽生市東 6-15	048(561)1121 代
鴻 巣 市 "	365-8601	鴻巣市中央 1-1	048(541)1321 代
深 谷 市 "	366-8501	深谷市仲町 11-1	048(574)6634 直通
上 尾 市 "	362-8501	上尾市本町 3-1-1	048(775)5111 代
草 加 市 "	340-8550	草加市高砂 1-1-1	048(922)0151 代
越 谷 市 "	343-8501	越谷市越ヶ谷 4-2-1	048(963)9301 直通
蕨 市 "	335-8501	蕨市中央 5-14-15	048(433)7742 直通
戸 田 市 "	335-8588	戸田市上戸田 1-18-1	048(441)1800 代
入 間 市 "	358-8511	入間市豊岡 1-16-1	04(2964)1111 代
鳩ヶ谷市 "	334-0011	鳩ヶ谷市三ツ和 1-14-3	048(280)1224 直通
朝 霞 市 "	351-8501	朝霞市本町 1-1-1	048(463)1111 代
志 木 市 "	353-8501	志木市中宗岡 1-1-1	048(473)1111 代
和 光 市 "	351-0192	和光市広沢 1-5	048(464)1111 代
新 座 市 "	352-8623	新座市野火止 1-1-1	048(477)1111 代
桶 川 市 "	363-8501	桶川市泉 1-3-28	048(786)3211 代
北 本 市 "	364-8633	北本市本町 1-111	048(591)1111 代
八 潮 市 "	340-8588	八潮市中央 1-2-1	048(996)2111 代
富士見市 "	354-0021	富士見市大字鶴馬 1800-1	049(251)2711 代
三 郷 市 "	341-8501	三郷市花和田 648-1	048(953)1111 代
蓮 田 市 "	349-0193	蓮田市大字黒浜 2799-1	048(768)3111 代

名 称	〒	所 在 地	電 話 番 号
坂戸市土地開発公社	350-0292	坂戸市千代田1-1-1	049(283)1331 代
幸手市 "	340-0192	幸手市東4-6-8	0480(43)3783 直
鶴ヶ島市 "	350-2292	鶴ヶ島市大字三ツ木16-1	049(271)1141 直
日高市 "	350-1292	日高市大字南平沢1020	042(989)2111 代
吉川市 "	342-8501	吉川市吉川2-1-1	048(982)5111 代
ふじみ野市 "	356-8501	ふじみ野市福岡1-1-1	049(261)2611 代
伊奈町 "	362-8517	北足立郡伊奈町大字小室9493	048(721)2111 代
三芳町 "	354-8555	入間郡三芳町大字藤久保1100-1	049(258)0019 代
毛呂山町 "	350-0441	入間郡毛呂山町大字岩井1291	049(295)2112 代
越生町 "	350-0494	入間郡越生町大字越生900-2	049(292)3121 代
小鹿野町 "	368-0192	秩父郡小鹿野町小鹿野89	0494(75)4197 直
上里町 "	369-0392	児玉郡上里町大字七本木982	0495(35)1221 代
寄居町 "	369-1292	大里郡寄居町大字寄居1180-1	048(581)2127 直
騎西町 "	347-0192	北埼玉郡騎西町大字騎西36-1	0480(73)1111 代
大利根町 "	349-1134	北埼玉郡大利根町大字北下新井1679-1	0480(72)1111 代
宮代町 "	345-8504	南埼玉郡宮代町笠原1-4-1	0480(34)1111 代
白岡町 "	349-0292	南埼玉郡白岡町大字千駄野432	0480(92)1111 代
鷲宮町 "	340-0295	北葛飾郡鷲宮町鷲宮6-1-1	0480(58)1111 代
杉戸町 "	345-8502	北葛飾郡杉戸町清地2-9-29	0480(33)1111 代
松伏町 "	343-0192	北葛飾郡松伏町大字松伏2424	048(991)1820 直

2 平成17年度市町村土地開発公社決算概要(損益計算書)

(単位:千円)

土地開発公社名	事業収益 A	事業原価 B	事業総利益 (△損失) C=A-B	販売費及び 一般管理費 D	事業利益 (△損失) E=C-D	事業外収益 F	事業外費用 G	経常利益 (△損失) H=E+F-G	特別利益 I	特別損失 J	当期純利益 K=H+I-J	特定引当金 取崩額 L1	特定引当金 繰入額 L2	当期利益 (△損失) M=K+L1-L2
1 川越市	1,475,921	1,439,277	36,644	5,045	31,599	1,593		33,192			33,192			33,192
2 熊谷市	436,695	432,921	3,774	96	3,678	1,039	3,372	1,345			1,345			1,345
3 川口市	1,319,316	1,204,434	114,882	74,181	40,701	6,490	0	47,191	0	186,173	△ 138,982	0	0	△ 138,982
4 行田市	5,990,631	5,990,631	0	351	△ 351	56,920	56,493	76			76			76
5 所沢市	1,906,481	1,791,562	114,919	1,135	113,784	19	114,478	△ 675			△ 675			△ 675
6 飯能市	0	0	0	719	△ 719	15,123	12,016	2,388	0	0	2,388	0	0	2,388
7 加須市	49,680	49,680	0	33	△ 33	913	648	232			232			232
8 本庄市	62,713	58,615	4,098	559	3,539	4,262	3,890	3,911			3,911			3,911
9 比企	232,118	232,118	0	1,545	△ 1,545	13		△ 1,532			△ 1,532			△ 1,532
10 春日部市	1,474,664	1,474,664	0	19,787	△ 19,787	252,092	232,305	0	0	0	0	0	0	0
11 狭山市	737,946	735,998	1,948	559	1,389	2,115		3,504			3,504			3,504
12 羽生市	174,347	174,347	0	471	△ 471	61,236	60,762	3			3			3
13 鴻巣市	732,336	730,936	1,400	271	1,129	4,935		6,064			6,064			6,064
14 深谷市	181,485	181,485	0	1,334	△ 1,334	101		△ 1,233			△ 1,233			△ 1,233
15 上尾市	2,055,449	2,046,136	9,313	3,713	5,600	2,564	754	7,410			7,410			7,410
16 草加市	698,409	679,944	18,465	6,265	12,200	2	441	11,761	0	0	11,761	0	0	11,761
17 越谷市	1,024,764	1,015,216	9,548	22,082	△ 12,534	30,621		18,087			18,087			18,087
18 蕨市	141,600	118,667	22,933	653	22,280	11,473	33,753	0			0			0
19 戸田市	2,280,963	2,219,873	61,090	21,927	39,163	4,754	510	43,407		213	43,194			43,194
20 入間市	344,012	335,877	8,135	4,735	3,400	4,363	7,417	346			346			346
21 鳩ヶ谷市	588,375	567,453	20,922	78	20,844	9	20,922	△ 69			△ 69			△ 69
22 朝霞市	530,990	530,990	0	137	△ 137	3		△ 134			△ 134			△ 134
23 志木市	35,989	29,800	6,189	192	5,997	314	6,189	122			122			122
24 和光市	238,810	221,898	16,912	3,333	13,579	3	16,912	△ 3,330			△ 3,330			△ 3,330
25 新座市	1,465,394	1,487,020	△ 21,626	2,126	△ 23,752	14,853		△ 8,899			△ 8,899			△ 8,899
26 桶川市	314,641	309,334	5,307	3,019	2,288	33,305	33,072	2,521			2,521			2,521
27 北本市	270,435	261,341	9,094	360	8,734	81	6,480	2,335			2,335			2,335
28 八潮市	0	0	0	1,181	△ 1,181	433		△ 748			△ 748			△ 748
29 富士見市	1,090,805	1,087,555	3,250	12,209	△ 8,959	18,300	18,196	△ 8,855			△ 8,855			△ 8,855
30 三郷市	3,661,123	3,661,123	0	469	△ 469	81,801	81,331	1			1			1
31 蓮田市	93,050	93,050	0	413	△ 413	2,354	1,784	157			157			157
32 坂戸市	479,352	630,081	△ 150,729	3,667	△ 154,396	1,484		△ 152,912			△ 152,912			△ 152,912
33 幸手市	11,025	3,793	7,232	6,437	795	6,028	14,093	△ 7,270			△ 7,270			△ 7,270
34 鶴ヶ島市	404,023	404,023	0	311	△ 311	1,858		1,547			1,547			1,547
35 日高市	115,182	115,182	0	295	△ 295	110		△ 185			△ 185			△ 185
36 吉川市	0	0	0	562	△ 562			△ 562			△ 562			△ 562
37 ふじみ野市	205,759	205,759	0	4,745	△ 4,745	5,982	235	1,002			1,002			1,002
市計	30,824,483	30,520,783	303,700	204,995	98,705	627,546	726,053	198	0	186,386	△ 186,188	0	0	△ 186,188

2 平成17年度市町村土地開発公社決算概要(損益計算書)

(単位:千円)

土地開発公社名	事業収益	事業原価	事業総利益 (△損失) C=A-B	販売費及び 一般管理費	事業利益 (△損失) E=C-D	事業外収益	事業外費用	経常利益 (△損失) H=E+F-G	特別利益	特別損失	当期純利益 K=H+I-J	特定引当金 取崩額 L1	特定引当金 繰入額 L2	当期利益 (△損失) M=K+L1-L2
	A	B	C=A-B	D	E=C-D	F	G	H=E+F-G	I	J	K=H+I-J	L1	L2	M=K+L1-L2
38 伊奈町	14,276	14,276	0	370	△ 370	177		△ 193			△ 193			△ 193
39 吹上町	1,082,847	1,082,847	0	2,399	△ 2,399	5,217	6,466	△ 3,648			△ 3,648			△ 3,648
40 大井町	269,897	268,884	1,013	882	131	611	609	133			133			133
41 三芳町	83,895	83,484	411	740	△ 329	3		△ 326			△ 326			△ 326
42 毛呂山町	23,676	23,676	0	359	△ 359	4,025	3,724	△ 58			△ 58			△ 58
43 越生町	9,800	31,929	△ 22,129	755	△ 22,884	842		△ 22,042	171	51,911	△ 73,782			△ 73,782
44 小鹿野町	171,050	172,502	△ 1,452	21	△ 1,473	3,058	3,011	△ 1,426			△ 1,426			△ 1,426
45 児玉町	89,981	89,981	0	92	△ 92	1	488	△ 579			△ 579			△ 579
46 上里町	29,448	28,936	512	179	333	45	512	△ 134			△ 134			△ 134
47 川本町	492,752	492,752	0	50	△ 50	288		238			238			238
48 寄居町	0	0	0	108	△ 108	115		7			7			7
49 騎西町	24,921	24,801	120	107	13	64		77			77			77
50 大利根町	84,681	84,681	0	116	△ 116	7,625	1,503	6,006			6,006			6,006
51 宮代町	63	0	63	93	△ 30			△ 30			△ 30			△ 30
52 白岡町	127,321	127,321	0	96	△ 96	1		△ 95			△ 95			△ 95
53 菖蒲町	0	0	0		0			0			0			0
54 鷺宮町	582,639	571,191	11,448	172	11,276	2	2	11,276			11,276			11,276
55 杉戸町	13,615	13,615	0	383	△ 383	383	0	0	0	0	0	0	0	0
56 松伏町	119,625	107,510	12,115	563	11,552	2,408	1,174	12,786			12,786			12,786
57 庄和町	882,280	1,001,524	△ 119,244	1,009	△ 120,253	1	21,317	△ 141,569	0	0	△ 141,569			△ 141,569
町村計	4,102,767	4,219,910	△ 117,143	8,494	△ 125,637	24,866	38,806	△ 139,577	171	51,911	△ 191,317	0	0	△ 191,317
市計	30,824,483	30,520,783	303,700	204,995	98,705	627,546	726,053	198	0	186,386	△ 186,188	0	0	△ 186,188
県計	34,927,250	34,740,693	186,557	213,489	△ 26,932	652,412	764,859	△ 139,379	171	238,297	△ 377,505	0	0	△ 377,505

3 平成17年度市町村土地開発公社決算概要(貸借対照表)

(単位:千円)

土地開発公社名	資 産				負 債		資 本			計 (カ+ケ)
	流動資産 ア	固定資産 イ	繰延資産 ウ	計 (ア+イ+ウ) エ	負 債 オ	基本金 カ	前期繰越準備金 又は欠損金 キ	当期利益 又は当期損失 ク	準備金 又は欠損金額 (キ+ク) ケ	
1 川 越 市	15,225,995	840		15,226,835	14,539,017	5,000	649,625	33,192	682,817	687,817
2 熊 谷 市	2,365,185			2,365,185	2,238,370	5,000	120,470	1,345	121,815	126,815
3 川 口 市	63,911,558	0	0	63,911,558	63,672,174	5,100	373,267	△ 138,983	234,284	239,384
4 行 田 市	895,050	161	0	895,211	787,093	5,000	103,044	76	103,120	108,120
5 所 沢 市	9,159,391	200		9,159,591	9,118,182	5,000	36,409		36,409	41,409
6 飯 能 市	5,982,385	121	0	5,982,506	5,932,547	1,000	46,571	2,388	48,959	49,959
7 加 須 市	27,971	100		28,071	16,939	1,000	9,900	232	10,132	11,132
8 本 庄 市	2,315,735			2,315,735	1,952,500	5,000	354,324	3,911	358,235	363,235
9 比 企	441,025			441,025	409,822	10,000	22,735	△ 1,532	21,203	31,203
10 春日部市	15,764,318	76	0	15,764,394	15,759,394	5,000	0	0	0	5,000
11 狭 山 市	2,543,777	150		2,543,927	2,512,422	5,000	23,000	3,504	26,504	31,504
12 羽 生 市	4,337,176			4,337,176	4,255,519	10,000	71,653	4	71,657	81,657
13 鴻 巣 市	1,963,007	16		1,963,023	1,792,713	3,000	161,246	6,064	167,310	170,310
14 深 谷 市	1,165,214			1,165,214	528,083	5,000	633,364	△ 1,233	632,131	637,131
15 上 尾 市	8,020,790			8,020,790	7,377,820	2,000	633,560	7,410	640,970	642,970
16 草 加 市	22,707,760	802	0	22,708,562	21,978,238	5,000	713,563	11,761	725,324	730,324
17 越 谷 市	29,479,560	228		29,479,788	28,478,920	5,000	977,781	18,087	995,868	1,000,868
18 蕨 市	8,126,164			8,126,164	8,120,460	5,000	704		704	5,704
19 戸 田 市	21,241,315	224		21,241,539	20,744,690	5,000	448,655	43,194	491,849	496,849
20 入 間 市	1,380,688	100		1,380,788	643,645	5,000	731,797	346	732,143	737,143
21 鳩ヶ谷市	1,172,122			1,172,122	1,156,620	5,000	10,571	△ 69	10,502	15,502
22 朝 霞 市	639,554			639,554	628,048	5,000	6,640	△ 134	6,506	11,506
23 志 木 市	35,951	20	557,472	593,443	557,472	5,000	5,000	25,971	30,971	35,971
24 和 光 市	1,214,398	20		1,214,418	1,205,339	5,000	7,409	△ 3,330	4,079	9,079
25 新 座 市	10,386,336	1,193		10,387,529	10,142,934	1,000	252,494	△ 8,899	243,595	244,595
26 桶 川 市	3,447,193			3,447,193	3,074,925	5,000	364,747	2,521	367,268	372,268
27 北 本 市	1,206,652	174		1,206,826	771,440	3,000	430,051	2,335	432,386	435,386
28 八 潮 市	5,822,165	10		5,822,175	5,701,173	4,010	117,740	△ 748	116,992	121,002
29 富 士 見 市	1,991,584	74,544		2,066,128	1,060,022	3,000	1,011,961	△ 8,855	1,003,106	1,006,106
30 三 郷 市	2,754,351	0	0	2,754,351	2,716,375	5,000	32,975	1	32,976	37,976
31 蓮 田 市	104,954			104,954	100,061	2,000	2,737	157	2,894	4,894
32 坂 戸 市	3,453,834	5,182		3,459,016	264,559	5,000	3,342,369	△ 152,912	3,189,457	3,194,457
33 幸 手 市	3,018,261			3,018,261	2,302,719	1,000	721,812	△ 7,270	714,542	715,542
34 鶴ヶ島市	3,470,136			3,470,136	3,424,822	1,000	42,767	1,547	44,314	45,314
35 日 高 市	116,493	5,000		121,493	0	5,000	116,678	△ 185	116,493	121,493
36 吉 川 市	1,503,934	290	0	1,504,224	340,000	1,000	1,163,785	△ 562	1,163,223	1,164,223
37 ふじみ野市	4,427,358	10		4,427,368	4,416,617	4,000	5,749	1,002	6,751	10,751
市 計	261,819,340	89,461	557,472	262,466,273	248,721,674	157,110	13,747,153	△ 159,664	13,587,489	13,744,599

3 平成17年度市町村土地開発公社決算概要(貸借対照表)

(単位:千円)

土地開発公社名	資 産				負 債	資 本				計 (カ+ケ) コ
	流動資産 ア	固定資産 イ	繰延資産 ウ	計 (ア+イ+ウ) エ	負 債 オ	基本金 カ	前期繰越準備金 又は欠損金 キ	当期利益 又は当期損失 ク	準備金 又は欠損金額 (キ+ク) ケ	
38 伊奈町	247,272			247,272	141,498	4,000	101,967	△ 193	101,774	105,774
39 吹上町	166,307			166,307	0	5,000	164,955	△ 3,648	161,307	166,307
40 大井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41 三芳町	938,156			938,156	889,728	5,000	43,754	△ 326	43,428	48,428
42 毛呂山町	240,247			240,247	234,740	5,000	566	△ 58	508	5,508
43 越生町	483,186	3,085		486,271	13	3,000	557,039	△ 73,781	483,258	486,258
44 小鹿野町	49,995			49,995	24,828	1,000	25,593	△ 1,426	24,167	25,167
45 児玉町	29,682	0		29,682	0	5,000	25,261	△ 579	24,682	29,682
46 上里町	38,624			38,624	31,975	5,000	1,783	△ 134	1,649	6,649
47 川本町	6,675			6,675	0	5,000	1,437	238	1,675	6,675
48 寄居町	3,078			3,078	0	3,000	71	7	78	3,078
49 騎西町	130,642			130,642	107,093	2,000	21,471	77	21,548	23,548
50 大利根町	312,162			312,162	18,932	5,000	282,224	6,006	288,230	293,230
51 宮代町	217,491			217,491	212,291	5,000	231	△ 31	200	5,200
52 白岡町	478,755			478,755	474,026	2,000	2,824	△ 95	2,729	4,729
53 葛蒲町				0	0				0	0
54 鷺宮町	376,041			376,041	281,084	5,000	78,681	11,276	89,957	94,957
55 杉戸町	535,928	134	0	536,062	500,254	2,000	33,808	0	33,808	35,808
56 松伏町	983,653			983,653	941,420	4,000	25,447	12,786	38,233	42,233
57 庄和町	59,169	0	0	59,169	0	1,000	199,738	△ 141,569	58,169	59,169
町村計	5,297,063	3,219	0	5,300,282	3,857,882	67,000	1,566,850	△ 191,450	1,375,400	1,442,400
市 計	261,819,340	89,461	557,472	262,466,273	248,721,674	157,110	13,747,153	△ 159,664	13,587,489	13,744,599
県 計	267,116,403	92,680	557,472	267,766,555	252,579,556	224,110	15,314,003	△ 351,114	14,962,889	15,186,999

7 5年以上保有(平成12年度以前取得)に係る土地の状況

番号	公社名	17年度保有実績																																				
		内訳																								公法第17条第1項第2号に該当												
		公法第17条第1項第1号に該当																								公法第17条第1項第2号に該当												
		道路		公園緑地		河川		学校		その他の公共用途		代替地等		公営企業用地		住宅用地		工業用地		その他		住宅用地		工業用地		流通業務		事務所・店舗		その他								
面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額							
1	川越市	107,965	9,678,909	715	221,279	10,202	374,950	0	0	0	0	97,048	9,082,680	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
2	熊谷市	80,112	2,359,017	727	87,913	0	0	74,795	1,413,961	0	0	4,590	857,143	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
3	川口市	213,113	63,085,276	7,540	8,009,086	3,328	561,865	9,094	12,507,722	24,155	3,466,853	123,036	29,128,454	43,960	20,668,246	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
4	行田市	9,498	688,438	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
5	所沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
6	蕨市	275,653	5,937,273	1,324	477,170	247,176	2,245,396	0	0	0	0	23,651	2,817,587	3,532	397,120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7	加須市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8	本庄市	118,212	2,309,738	15,530	354,110	97,891	1,423,834	0	0	0	0	4,791	531,794	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
9	比企	7,493	149,489	6,719	96,620	175	4,136	0	0	0	0	599	48,733	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
10	春日部市	61,163	14,870,475	21,459	4,846,630	5,402	942,298	0	0	0	0	9,546	2,622,006	24,756	6,459,541	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
11	狭山市	10,368	2,518,487	1,059	373,512	0	0	0	0	0	0	7,945	1,760,140	1,364	384,835	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
12	羽生市	92,722	2,056,973	4,798	168,840	0	0	0	0	7,955	97,318	79,969	1,790,815	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
13	鴻巣市	2,017	603,701	0	0	256	16,728	0	0	0	0	367	119,527	1,394	467,446	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
14	深谷市	7,200	552,697	123	13,110	0	0	0	0	0	0	7,077	539,587	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
15	上尾市	32,519	5,282,768	1,884	753,588	0	0	7,160	156,559	0	0	1,006	182,389	22,469	4,190,232	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
16	草加市	63,410	18,889,253	6,836	1,741,161	0	0	0	0	0	0	46,278	11,882,329	10,197	5,228,567	99	37,196	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
17	越谷市	123,305	28,427,187	26,084	7,265,019	23,162	2,742,378	0	0	0	0	33,825	2,639,309	40,234	15,780,481	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
18	蕨市	12,372	8,117,546	0	0	0	0	0	0	0	0	11,592	7,407,423	780	710,123	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
19	戸田市	44,253	18,429,985	219	102,970	2,807	1,116,251	0	0	0	0	23,910	9,886,380	17,352	7,324,355	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
20	入間市	4,931	407,808	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,931	407,808	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
21	鳩ヶ谷市	8,674	795,251	0	0	215	3,253	0	0	6,163	444,431	1,162	108,335	1,134	239,232	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
22	朝霞市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
23	志木市	1,135	258,666	0	0	0	0	0	0	0	0	1,135	258,666	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
24	和光市	1,094	147,728	0	0	0	0	0	0	0	0	1,094	147,728	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
25	新座市	25,854	4,880,682	326	452,164	18,580	2,346,849	0	0	0	0	9,945	2,061,865	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	桶川市	26,204	3,428,891	1,948	14,400	0	0	0	0	0	0	24,256	3,415,491	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
27	北本市	867	169,180	0	0	0	0	0	0	0	0	867	169,180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	八潮市	18,112	3,830,568	2,689	959,701	1,654	286,187	0	0	411	71,522	13,358	2,513,158	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
29	富士見市	10,863	1,313,295	343	58,442	1,755	151,626	377	26,133	0	0	2,574	760,509	5,814	316,585	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
30	三郷市	7,434	1,870,229	3,160	1,363,789	0	0	0	0	0	0	4,274	506,440	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
31	蓮田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
32	坂戸市	94,746	2,406,275	2,177	629,357	13,077	196,532	5,682	193,165	0	0	54,068	880,722	19,742	506,499	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
33	幸手市	32,842	3,158,475	0	0	16,919	506,327	0	0	0	0	0	15,923	2,652,148	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
34	鶴ヶ島市	32,234	3,424,825	0	0	20,968	1,750,258	0	0	0	0	8,825	852,717	2,441	821,850	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
35	日高市	2,602	105,432	2,231	89,308	0	0	0	0	0	0	0	371	16,124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
36	吉川市	32,793	1,483,491	0	0	0	0	0	0	32,793	1,483,491	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
37	ふじみ野市	17,150	1,902,328	512	71,009	0	0	0	0	0	0	15,870	1,304,185	768	527,134	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
市計		1,578,975	213,521,337	108,403	28,149,178	463,567	14,688,668	97,108	3,040,590	71,477	5,563,615	611,661	9																									

9 長期借入金残高の状況(平成18年3月31日現在)

番号	公社名	利率0.0%以上 0.2%未満	0.2% ~ 0.4%	0.4% ~ 0.6%	0.6% ~ 0.8%	0.8% ~ 1.0%	1.0% ~ 1.2%	1.2% ~ 1.4%	1.4% ~ 1.6%	1.6% ~ 1.8%	1.8% ~ 2.0%	2.0% ~ 2.2%	2.2% ~ 2.4%	2.4% ~ 2.6%	2.6% ~ 2.8%	2.8% ~ 3.0%	3.0%以上	合計
1	川越市	960,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	960,000
2	熊谷市	0	0	0	0	1,235,096	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,235,096
3	川口市	1,467,381	0	0	14,463,168	6,736,497	5,140,175	35,864,957	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63,672,174
4	行田市	0	0	0	77,757	0	0	688,201	0	0	0	0	0	0	0	0	0	765,958
5	所沢市	0	0	0	20,562	690,065	85,355	8,478,935	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,274,917
6	飯能市	0	3,142,630	2,789,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,932,530
7	加須市	0	0	0	0	0	0	16,919	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16,919
8	本庄市	0	1,952,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,952,500
9	比企	0	0	0	0	0	23,340	358,127	27,742	0	0	0	0	0	0	0	0	409,209
10	春日部市	0	0	0	0	0	15,740,543	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15,740,543
11	狭山市	1,400,681	0	0	0	280,227	46,029	714,333	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,441,270
12	羽生市	0	0	0	0	0	0	4,235,791	0	19,728	0	0	0	0	0	0	0	4,255,519
13	鴻巣市	0	41,447	0	444,269	399,327	224,180	433,267	232,580	0	0	0	0	0	0	0	0	1,775,070
14	深谷市	63,382	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63,382
15	上尾市	0	1,582,920	3,109,596	66,892	213,945	66,398	0	408,482	1,043,550	710,421	0	0	0	0	0	0	7,202,206
16	草加市	0	0	0	0	0	0	21,905,210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21,905,210
17	越谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	蕨市	1,323,042	3,562,519	2,912,680	319,305	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,117,546
19	戸田市	899,659	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	899,659
20	入間市	0	0	0	185,977	17,953	7,838	271,487	0	0	0	0	0	0	0	0	0	483,255
21	鳩ヶ谷市	0	0	0	0	0	114,580	443,620	525,653	108,335	0	0	0	0	0	0	0	1,192,168
22	朝霞市	0	0	0	0	316,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	316,800
23	志木市	0	0	0	298,805	0	0	0	0	0	258,666	0	0	0	0	0	0	557,471
24	和光市	0	0	0	0	0	0	289,389	852,783	122,839	0	0	0	0	0	0	0	1,265,011
25	新座市	0	0	15,875	3,220,213	38,472	1,768,027	4,869,748	140	0	0	0	0	0	0	0	0	9,912,475
26	桶川市	0	0	107,640	481,600	0	0	2,485,201	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,074,441
27	北本市	0	0	547,564	36,896	186,893	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	771,353
28	八潮市	3,186,259	0	0	0	2,422,435	92,478	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,701,172
29	富士見市	625,118	0	0	0	0	0	420,190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,045,308
30	三郷市	0	0	0	0	0	0	2,511,984	204,391	0	0	0	0	0	0	0	0	2,716,375
31	蓮田市	0	0	0	0	0	0	100,061	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100,061
32	坂戸市	0	0	264,300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	264,300
33	幸手市	717,861	0	0	0	0	0	300,047	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,017,908
34	鶴ヶ島市	858,861	0	2,565,961	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,424,822
35	日高市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	吉川市	0	0	0	0	0	0	340,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	340,000
37	ふじみ野市	1,723,482	0	0	0	0	169,952	0	2,427,151	0	0	0	0	0	0	0	0	4,320,585
	市計	13,225,726	10,282,016	12,313,538	19,615,434	12,537,700	23,478,875	84,627,402	4,778,983	1,151,885	852,988	258,666	0	0	0	0	0	183,123,213
38	伊奈町	0	0	0	0	20,225	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20,225
41	三芳町	142,875	0	0	0	0	0	699,567	0	0	0	0	0	0	0	0	0	842,442
42	毛呂山町	0	0	0	0	0	0	0	234,740	0	0	0	0	0	0	0	0	234,740
43	越生町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44	小塵野町	0	0	0	0	0	0	0	0	24,828	0	0	0	0	0	0	0	24,828
46	上里町	0	0	0	0	27,937	0	4,253	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32,190
48	森居町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49	騎西町	107,093	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	107,093
50	大利根町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51	宮代町	212,255	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	212,255
52	白岡町	10,150	166,420	0	127,926	37,001	0	29,325	24,209	45,601	39,393	0	0	0	0	0	0	480,025
54	鷲宮町	0	273,403	0	7,681	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	281,084
55	杉戸町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
56	松伏町	153,686	0	123,004	0	80,850	0	142,387	0	0	0	0	0	0	0	0	0	499,927
	町計	626,059	439,823	123,004	135,607	166,013	0	875,532	258,949	45,601	64,221	0	0	0	0	0	0	2,734,809
	県計	13,851,785	10,721,839	12,436,542	19,751,041	12,703,713	23,478,875	85,502,934	5,037,932	1,197,486	917,209	258,666	0	0	0	0	0	185,858,022

10. 設立状況

(平成19年2月1日現在)

名 称	A B 新組 規織 設変 立更	設 立 の 認 可 年 月 日	設 立 の 登 記 年 月 日	設 立 市 町 村 名	基本財産 (千円)	左の基本財産の	
						出 資 団 体 名	出 資 額 (千円)
川 越 市土地開発公社	B	49. 8. 22	49. 8. 31	川 越 市	5,000	川 越 市	5,000
熊 谷 市 "	A	48. 3. 20	48. 3. 23	熊 谷 市	5,000	熊 谷 市	5,000
川 口 市 "	B	49. 3. 20	49. 4. 1	川 口 市	5,000	川 口 市	5,000
行 田 市 "	A	54. 9. 29	54. 10. 1	行 田 市	5,000	行 田 市	5,000
所 沢 市 "	B	49. 3. 20	49. 4. 1	所 沢 市	5,000	所 沢 市	5,000
飯 能 市 "	B	48. 8. 28	48. 9. 6	飯 能 市	1,000	飯 能 市	1,000
加 須 市 "	B	48. 3. 29	48. 3. 31	加 須 市	1,000	加 須 市	1,000
本 庄 市 "	A	48. 5. 15	48. 6. 4	本 庄 市	5,000	本 庄 市	5,000
比 企 "	A	48. 3. 26	48. 3. 30	東松山市	10,000	東松山市	3,000
				滑川町		滑川町	500
				嵐山町		嵐山町	1,000
				小川町		小川町	1,500
				ときがわ町		ときがわ町	1,000
				川島町		川島町	1,000
				吉見町		吉見町	1,000
				鳩山町		鳩山町	500
				東秩父村		東秩父村	500
春日部市土地開発公社	B	49. 3. 20	49. 4. 1	春日部市	5,000	春日部市	5,000
狭山市 "	A	49. 6. 27	49. 7. 2	狭山市	5,000	狭山市	5,000
羽生市 "	B	49. 8. 29	49. 8. 31	羽生市	10,000	羽生市	10,000
鴻巣市 "	B	48. 3. 29	48. 4. 2	鴻巣市	3,000	鴻巣市	3,000
深谷市 "	B	49. 8. 22	49. 8. 30	深谷市	5,000	深谷市	5,000
上尾市 "	B	48. 3. 29	48. 4. 2	上尾市	2,000	上尾市	2,000
草加市 "	A	48. 8. 30	48. 9. 18	草加市	5,000	草加市	5,000
越谷市 "	B	49. 5. 20	49. 6. 1	越谷市	5,000	越谷市	5,000
蕨市 "	B	49. 7. 20	49. 8. 1	蕨市	5,000	蕨市	5,000
戸田市 "	B	49. 8. 16	49. 8. 28	戸田市	5,000	戸田市	5,000
入間市 "	B	49. 3. 20	49. 4. 1	入間市	5,000	入間市	5,000
鳩ヶ谷市 "	B	48. 6. 11	48. 6. 15	鳩ヶ谷市	5,000	鳩ヶ谷市	5,000
朝霞市 "	B	49. 3. 20	49. 4. 1	朝霞市	5,000	朝霞市	5,000
志木市 "	B	49. 3. 20	49. 4. 1	志木市	5,000	志木市	5,000
和光市 "	B	48. 3. 29	48. 4. 2	和光市	5,000	和光市	5,000
新座市 "	B	48. 3. 29	48. 4. 2	新座市	1,000	新座市	1,000

名 称	A B 新組 規織 設変 立更	設 立 の 認 可 年 月 日	設 立 の 登 記 年 月 日	設 立 市町村名	基本財産 (千円)	左の基本財産の	
						出 資	出資額
						団 体 名	(千円)
桶 川 市 土 地 開 発 公 社	B	49. 3. 22	49. 4. 1	桶 川 市	5,000	桶 川 市	5,000
北 本 市 "	B	49. 3. 20	49. 4. 1	北 本 市	3,000	北 本 市	3,000
八 潮 市 "	B	48. 3. 29	48. 3. 29	八 潮 市	3,000	八 潮 市	3,000
富 士 見 市 "	B	48. 6. 1	48. 6. 29	富 士 見 市	3,000	富 士 見 市	3,000
三 郷 市 "	B	48. 3. 29	48. 4. 2	三 郷 市	5,000	三 郷 市	5,000
蓮 田 市 "	B	49. 8. 22	49. 8. 31	蓮 田 市	2,000	蓮 田 市	2,000
坂 戸 市 "	B	49. 8. 26	49. 8. 31	坂 戸 市	5,000	坂 戸 市	5,000
幸 手 市 "	B	49. 3. 5	49. 4. 1	幸 手 市	1,000	幸 手 市	1,000
鶴ヶ島市 "	B	49. 3. 5	49. 3. 18	鶴ヶ島市	1,000	鶴ヶ島市	1,000
日 高 市 "	A	48. 3. 26	48. 4. 2	日 高 市	5,000	日 高 市	5,000
吉 川 市 "	B	49. 8. 26	49. 9. 26	吉 川 市	1,000	吉 川 市	1,000
ふじみ野市 "	B	49. 4. 1	49. 4. 10	ふじみ野市	4,000	ふじみ野市	4,000
伊 奈 町 "	B	48. 10. 5	48. 10. 16	伊 奈 町	4,000	伊 奈 町	4,000
三 芳 町 "	B	48. 3. 29	48. 3. 31	三 芳 町	5,000	三 芳 町	5,000
毛呂山町 "	A	H 5. 4. 1	H 5. 4. 1	毛呂山町	5,000	毛呂山町	5,000
越 生 町 "	B	49. 7. 20	49. 8. 1	越 生 町	3,000	越 生 町	3,000
小 鹿 野 町 "	B	49. 8. 26	49. 8. 28	小 鹿 野 町	1,000	小 鹿 野 町	1,000
上 里 町 "	A	48. 5. 15	48. 5. 31	上 里 町	5,000	上 里 町	5,000
寄 居 町 "	B	49. 8. 22	49. 8. 24	寄 居 町	3,000	寄 居 町	3,000
騎 西 町 "	B	48. 3. 29	48. 4. 2	騎 西 町	2,000	騎 西 町	2,000
宮 代 町 "	A	60. 3. 28	60. 4. 9	宮 代 町	5,000	宮 代 町	5,000
白 岡 町 "	A	49. 11. 18	49. 11. 25	白 岡 町	2,000	白 岡 町	2,000
鷺 宮 町 "	B	49. 3. 20	49. 3. 26	鷺 宮 町	5,000	鷺 宮 町	5,000
杉 戸 町 "	B	48. 8. 28	48. 10. 3	杉 戸 町	2,000	杉 戸 町	2,000
松 伏 町 "	B	49. 3. 5	49. 3. 14	松 伏 町	4,000	松 伏 町	4,000

◆土地開発公社等数（平成19年2月1日現在） 50

◆解散した土地開発公社（平成17年4月1日～平成18年3月31日）

児玉町土地開発公社：平成17年 9月12日解散

吹上町土地開発公社：平成17年 9月30日解散

大井町土地開発公社：平成17年 9月30日解散

庄和町土地開発公社：平成17年 9月30日解散

菖蒲町土地開発公社：平成17年10月31日解散

川本町土地開発公社：平成17年12月31日解散

（平成18年4月1日～平成19年1月31日）

大利根町土地開発公社：平成19年1月24日解散

11. 土地開発公社経営健全化指針について（通知）

市第 2100 号
平成15年 3月24日

各関係市町村財政主管課長 様

埼玉県総合政策部市町村課長

土地開発公社経営健全化指針について（通知）

土地開発公社（以下「公社」という。）は、昭和47年6月制定の公有地の拡大の推進に関する法律により設立が認められ、公共用地の先行取得のために積極的な役割を果たしてきました。

しかし、近年、景気の低迷による市町村財政の悪化に伴い、公社からの買い戻しが遅れ、公社保有土地は、長期化する傾向にあります。

こうした状況の中、本県では、平成11年度に、「土地開発公社の運営について」（平成11年12月16日付け市第1017号）を通知し、また、平成13年度には、県内市町村のうち、18団体を国及び県の公社経営健全化団体として指定し、公社の経営健全化を進めてきたところです。

このたび、前記通知の趣旨を生かしながら、より一層の健全化の取組を進めるため、「土地開発公社経営健全化指針」を策定いたしました。

各市町村においては、本指針に基づき、設立団体として公社の経営健全化に最優先で取り組むことをお願いします。

市第 2101 号
平成15年 3月24日

各市町村土地開発公社事務局長 様

埼玉県総合政策部市町村課長

土地開発公社経営健全化指針について（通知）

土地開発公社（以下「公社」という。）は、昭和47年6月制定の公有地の拡大の推進に関する法律により設立が認められ、公共用地の先行取得のために積極的な役割を果たしてきました。

しかし、近年、景気の低迷による市町村財政の悪化に伴い、公社からの買い戻しが遅れ、公社保有土地は、長期化する傾向にあります。

こうした状況の中、本県では、平成11年度に、「土地開発公社の運営について」（平成11年12月16日付け市第1017号）を通知し、また、平成13年度には、県内市町村のうち、18団体を国及び県の公社経営健全化団体として指定し、公社の経営健全化を進めてきたところです。

このたび、前記通知の趣旨を生かしながら、設立市町村による公社の経営健全化に向けた取組を示した「土地開発公社経営健全化指針」を策定し、別添写しのとおり各市町村あてに通知しました。

各公社においては、本指針の趣旨を十分に御理解の上、設立市町村との連携、協力を図りながら公社の経営健全化に取り組むようお願いします。

土地開発公社経営健全化指針

1 指針策定の趣旨

近年、景気の低迷による市町村財政の悪化により土地開発公社（以下、「公社」という）からの買い戻しが遅れ、公社保有土地は、長期化する傾向にある。

一方で、バブル崩壊以降の地価下落の影響により、公社保有土地の簿価と時価との差が拡大しており、今後、市町村における財政負担となることが懸念される。

さらに、地価が下落傾向にある中で、これまでのような公社の先行取得による土地価格の上昇に伴う費用負担の軽減というメリットはなくなり、また、従来型公共事業の見直しなどにより、事業の円滑な施行のために用地を確保する必要性も薄れつつある。

このように、公社を取り巻く状況は設立当時とは様変わりしてきており、他県においては、公社の廃止も含めた議論が行われているところである。

本県では、平成11年度には、「土地開発公社の運営について」（平成11年12月16日付け市第1017号・市第1018号）を通知し、公社運営についての適正化を図っている。

当指針は、前記通知を生かし、県下の市町村において、最近の公社の状況を踏まえ、公社の経営健全化に最優先で取り組み、将来的な公社のあり方についても議論を促進するために策定する。

2 基本的考え方

- (1) 市町村財政及び公社経営の健全化を図るため、公社における長期保有土地の解消、市町村による買い戻し手法の適正化などを促進する。
- (2) 公社の経営健全化に向け、可能な限り目標年次を明示し、市町村の取組を促進する。
- (3) 公社の経営健全化の状況を踏まえ、将来的な公社のあり方の検討を促進する。

3 指針項目

「2 基本的考え方」に基づき、以下の項目の実現を目指す。

- 指針1 公社による先行取得の縮減
- 指針2 先行取得手続きの適正化
- 指針3 長期保有土地の計画的な解消
- 指針4 市町村による買い戻し手法の適正化
(供用済土地・未収金・割賦支払方式の解消)
- 指針5 取得土地の簿価上昇の軽減
- 指針6 今後における公社の方向性の検討

4 健全化の方策

「3 指針項目」に基づき、公社の経営健全化を進めるための方策を以下に示す。

◆指針1 公社による先行取得の縮減

①公社委託から市町村による取得への転換

公共用地の先行取得に当たっては、公共用地先行取得事業債及び土地開発基金などを活用し、用地事業特別会計において、計画的な用地取得を実施するなど、これまでの公社委託方式からの転換を図ること。

②公社委託の停止

市町村の標準財政規模に比して公社に対する債務保証等対象土地の簿価総額の割合が25%を上回る市町村においては、公社保有土地の買い戻しが進むまでの間、公社による新規取得を停止するなどの措置をとること。

特に、長期保有土地の例となることが多い代替地などを取得することは厳に慎むこと。

◆指針2 先行取得手続きの適正化

①公社委託用地の早期買い戻し 【目標年次 平成15年度】

公社委託により取得した公共用地は、翌年度、一括による買い戻しを原則とすること。ただし、道路用地の取得のように、多くの土地所有者が存在し、事業化に向けた用地取得が単年度では困難な場合には、翌年度以降の買い戻しもやむを得ないが、その際にも、公社における保有期間が極力短くなるように、計画的な用地取得及び買い戻しに努めること。

②財政上の責任の明確化 【目標年次 平成15年度】

公社委託に当たっては、財政上の責任を明確にするため、金融機関への債務保証に伴う債務負担行為の設定のみならず、具体的な予定金額を明示し、原則翌年度を買い戻しの時期とする債務負担行為を必ず設定すること。

◆指針3 長期保有土地の計画的な解消

①用途及び事業化方針の再検討 【目標年次 平成15年度】

公社による保有が長期化し、今後、当初目的での事業化の見込みが立たない土地については、用途の見直しを含め、新たに事業化方針を取りまとめるものとする。特に、10年以上保有土地については、市町村の財政負担を増加させる要因となっていることから、早急に着手すること。

【県の支援策】

- ★新たに事業化方針を決定した長期保有土地については、くにつくり貸付金（一般分）により買い戻しを支援。（平成15年度創設予定）

②買い戻し計画の策定 【目標年次 16年度】

市町村においては、各市町村の長期的な財政収支見通しに基づき、年度ごとの買い戻し額、新規取得額等を勘案した上で買い戻し計画を策定し、公社保有土地の早期かつ計画的な解消を図ること。

なお、市町村の標準財政規模に比して公社に対する債務保証等対象土地の簿価総額の割合が著しく高い市町村にあっては、各市町村の財政力及び公社の簿価総額などに応じて、適正な期間を定めて早期に以下の基準をクリアするよう計画を策定すべきこと。

【基準】

- a. 債務保証等対象土地の簿価総額／標準財政規模＜25%
- b. 債務保証等対象土地の簿価総額（5年以上保有土地）／標準財政規模＜10%

③公社保有土地の公売の検討

公社保有土地のうち、公有地の拡大の推進に関する法律（以下、「公拡法」という）に基づく先買い制度により取得した土地で当初目的、他の公共事業の目的に供する見込みがない土地については、公売も視野に入れて検討を行うこと。なお、公売を実施する場合には特に以下の点に注意すること。

- ア 公売に伴い損失が発生する場合には、公社の剰余金により対応すること。
- イ 租税特別措置法による課税の特例を適用している場合には、事前に税務署と協議の上で実施すること。

【公売の根拠等】

公拡法に基づく先買い制度により取得した土地について、公拡法第9条第1項第3号による政令第5条の「宅地の賃貸又は譲渡に関する事業」として土地開発公社が公売を実施。

（先買いに係る土地の管理）

第九条 第六条第一項の手續により買い取られた土地は、次に掲げる事業又はこれらの事業に係る代替地の用に供されなければならない。

一～二 （略）

三 前二号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして政令で定める事業

2 （略）

（法第九条第一項第三号の政令で定める事業）

第五条 法第九条第一項第三号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一～二 （略）

三 地方公共団体、地方住宅供給公社、土地開発公社、都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は日本勤労者住宅協会が行う住宅の用に供する宅地の賃貸又は譲渡に関する事業

四 （略）

④保有代替地の相互活用

各公社が保有する代替地については、近隣の市町村、公社等との連携を図り、相互に融通を図るなど、一層の活用に努めること。

【県の支援策】

★代替地の流動性の促進。

各公社が持つ代替地の情報を集約し、提供する制度を検討し、各公社が保有する代替地の有効利用を促進。
(平成15年度創設予定)

◆指針4 市町村による買い戻し手法の適正化

①買い戻し前における供用開始の是正 【目標年次 平成17年度】

今後、新たな供用済土地*1は絶対に発生させないこと。

また、現在、公社が保有している供用済土地の解消計画を平成15年度中に策定し、平成17年度末までに供用済土地の解消を図ること。

②公社未収金の是正 【目標年次 平成17年度】

今後、新たな未収金*2は絶対に発生させないこと。

また、現在、公社が抱えている未収金の解消計画を平成15年度中に策定し、平成17年度末までに未収金の解消を図ること。

③割賦支払方式の是正 【目標年次 平成15年度】

今後、新たな割賦支払方式*3による公社保有土地の買い戻しは絶対に行わないこと。

また、現在、公社が保有している割賦支払に伴う債権の解消計画を平成15年度中に策定し、繰上償還を実施するなど、早期に割賦の解消に努めること。

【県の支援策】

★供用済土地の買い戻しを支援。

くにつくり貸付金（特別分）を活用して、供用済土地を解消。

(平成17年度までの時限措置。6団体で実施中)。

*1 公社が実質的な土地所有権を有した状態のまま、依頼団体が最終利用目的で供用開始している土地。

*2 土地所有権が設立団体に移転されたものの、公社に支払われていない土地購入代金。

*3 買い戻しに当たって、土地代金を一括で支払うことなく、数年度にわたり分割で支払う方式。

◆指針5 取得土地の簿価上昇の軽減

①競争原理の導入による金利負担の軽減

公社資金の借入に当たっては、簿価の上昇を緩和するため、競争原理の導入など金利負担の軽減に向け、公社と十分に協議をすること。

②土地開発基金等による貸付の実施

公社の借入金については、土地開発基金による貸付の実施などにより、金利負担の軽減を図ること。また、他の基金の繰替運用などについても検討すること。

【他の基金の繰替運用イメージ】

特定目的基金（繰替運用）→用地特別会計（低利貸付）→土地開発公社

◆指針6 今後における公社の方向性の検討

①市町村合併に伴う公社保有土地の処分

市町村の合併に伴い、従来の公社を解散する場合には、設立市町村が公社の保有土地の買い戻しを行うことになるので、適切な財源措置を行い、計画的な買い戻しを進めること。

②公社の必要性の検討

公社による先行取得のメリットが減少している現況に鑑み、安易な財政負担の平準化や借金の繰り延べを図る観点からの公社の活用は厳に慎むべきであり、公社の経営健全化の状況を踏まえた上で、公社の廃止も視野に入れながら、今後における公社の必要性の検討に着手すること。

5 本指針の達成に向けて

各市町村においては、本指針に基づき、公社の経営健全化に最優先で取り組むものとする。特に、目標年次を掲げた事項については、その年次において確実に達成できるよう最大限の努力を払うものとする。

なお、県においては、毎年度の市町村財政事情調査及び土地開発公社事業実績調査にあわせて、定期的にヒアリングを実施するとともに、随時、その達成状況の把握を行っていくものとする。

12. 土地開発公社の運営について（通知）

市 第 1018 号

平成11年12月16日

各土地開発公社理事長 様

埼玉県総合政策部地域政策局長

土地開発公社の運営について（通知）

土地開発公社（以下「公社」という。）は、昭和47年6月制定の公有地の拡大の推進に関する法律（以下「公拡法」という。）により設立が認められ、公共用地の先行取得のため、極めて大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、バブル経済の崩壊により、平成4年から現在に至るまでの地価の下落傾向が続いているなかで、値上がり前に土地を先行取得するというメリットはなくなり、市町村による買戻しに際して時価を著しく上回るという状況が生じています。

また、設立団体の財政状況の悪化による事業の遅延のため、公共用地の買戻しが進まず、保有土地が処分できないまま金融機関への利払いが続くなど、今後の市町村財政の圧迫が懸念されます。

このため、今般、昭和55年9月28日付け地第709号「土地開発公社の運営について」を改め、別紙写しの通り、市町村長あて通知しました。

今後の公社の運営に当たっては、下記事項及び当該通知に十分留意され、公社の運営の健全化のため一層努力されるようお願いいたします。

記

1 土地取得の基本方針

地価の上昇が見込まれない中で、公社における土地の取得は、金利負担等を考慮し、慎重に対処すること。

2 契約

業務委託契約を締結する場合には、買戻しの時期を契約書内に必ず明示させること。

3 取得価格及び借入条件

(1) 用地の取得価格

公共用地の取得価格は、地価公示法における土地の標準地の公示価格、国土利用計画法

における基準地の標準価格、不動産鑑定士による鑑定価格、近傍類似の取引価格、固定資産税の評価額等を総合的に勘案し決定すること。

(2) 借入金の借入条件

会社が事業を執行するために必要な資金の借入れを行う場合は、競争原理に基づき、より有利な条件での借入れを行うこと。また、バブル期の高金利の借入金が残っている会社は、借換えを行うなど利子負担の軽減に務めること。

4 保有土地の有効活用

会社の保有土地は、その用途に供するまでの間、積極的な利用を図ること。その際には、市町村と十分協議し、目的、期間及び内容等について最終的な利用の妨げや社会的批判を招くことのないよう配慮すること。

5 公社資産の時価評価と処分

公共用地の取得原価（簿価）は、その取得価格に金利や管理費等を加算した金額で表示されている。簿価に比べて時価が著しく減少している場合、その含み損の状況を的確に把握しておくこと。

また、簿価が時価を著しく上回っていて、将来にわたり公共用地として利用される見通しがなく、保有を継続することが設立団体の財政運営を圧迫する見込みとなる場合は、公拡法第4条に基づく届出、公拡法第5条に基づく申出により取得されたものを除き、利子負担等の軽減を図るため、簿価にこだわらず一般競争入札等により処分を検討すること。処分をする場合は、あらかじめ市町村と十分協議し、その目的や損失の補てん方法を含め社会的な批判を招くことのないよう配慮すること。

6 組織及び情報公開

(1) 市町村長と公社理事長の兼職

設立団体の長が、公社の理事長を兼職し代表権を理事長に制限している場合、民法第108条の双方代理の禁止に該当する。このような公社の理事長を定款で市町村長のあて職としている場合は、定款の変更の手続きを速やかにとること。

(2) 市町村監査委員と公社監事の兼職

設立団体の監査委員が、公社の監事を兼ねている場合、地方自治法第199条の2の「自己の従事する業務に直接の利害関係にある事件」に当たるため、公社等の監査をすることはできない。

(3) 情報公開

会社自らも情報公開制度を導入するなどして、情報を提供するよう努めること。

各市町村長 様
(財政主管課扱い)

埼玉県総合政策部地域政策局長

土地開発公社の運営について (通知)

土地開発公社(以下「公社」という。)は、昭和47年6月制定の公有地の拡大の推進に関する法律(以下「公拡法」という。)により設立が認められ、公共用地の先行取得のため、極めて大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、バブル経済の崩壊により、平成4年から現在に至るまで地価の下落傾向が続いているなかで、値上がり前に土地を先行取得するというメリットはなくなり、市町村による買戻しに際して時価を著しく上回るという状況が生じています。

また、設立団体の財政状況の悪化による事業の遅延のため、公共用地の買戻しが進まず、保有土地が処分できないまま金融機関への利払いが続くなど、今後の市町村財政の圧迫が懸念されます。

このため、今般、昭和55年9月28日付け地第709号「土地開発公社の運営について」を全面的に改正いたしました。

今後の公社の運営に当たっては、下記事項に十分留意され、設立団体として適切な指導をお願いします。

記

1 市町村の公共用地先行取得の原則

公共用地の先行取得は、翌年度以降において国庫補助対象となることが確実であるものを除くほか、原則として、公共用地先行取得等事業債により行うこと。

2 公社による土地取得の制限

公社の長期借入金にかかる債務保証額が標準財政規模の25%を上回る場合は、公社への事業委託を差し控えること。

また、代替地については、これが公社の長期保有土地となる例が多いことから、公社での取得を厳に慎むこと。

3 公社への委託の原則

市町村が公社に委託した公共用地は、委託した年度以降3年度以内に補助、起債等の財源を活用して一括して買い戻すこと。このため、公社への委託にあっては、財政担当課や関係各課を含めた調整組織を設けるなど、連絡を密にすること。

また、公社に用地を先行取得させて事業に着手し、予算上の財源不足のため、これを翌年度以降において分割返済することに厳に慎むこと。

4 債務負担行為の設定

市町村が公社に事業を委託する場合は、予算で以下2つの債務負担行為を設定し、議会の審議を経て行うこと。

(1) 用地の買戻しに係る債務負担行為

用地の買戻しについては、業務委託する事業ごとに買戻しの時期、買戻しする予定金額を明示した債務負担行為を設定し、用地取得に係る財政上の責任を明確にすること。

(2) 金融機関への債務保証に係る債務負担行為

新規債務負担行為の形式による方法によっている場合にあっては、過年度分についても予算説明書等に明示し、総額の把握が可能となるよう措置すること。

5 契約

業務委託契約を締結する場合には、買戻しの時期を契約書内に必ず明示させること。

6 取得価格及び借入条件

(1) 用地の取得価格

公共用地の取得価格は、地価公示法における土地の標準地の公示価格、国土利用計画法における基準地の標準価格、不動産鑑定士による鑑定価格、近傍類似の取引価格、固定資産税の評価額等を総合的に勘案し決定するよう指導すること。

(2) 借入金の借入条件

公社が事業を執行するために必要な資金の借入れを行う場合は、競争原理に基づき、より有利な条件での借入れを行うよう指導すること。また、バブル期の高金利の借入金が残っている公社は、借換えを行うなど利子負担の軽減に務めるよう指導すること。

7 供用開始前の買戻し

委託元市町村は、購入に要した費用を全額公社に支払った後に供用を開始すること。

8 保有土地の有効活用

公社の保有土地は、その用途に供するまでの間、積極的な利用を図るよう指導すること。その際には、目的、期間及び内容等について最終的な利用の妨げや社会的批判を招くことのないよう配慮すること。

9 公社資産の時価評価と処分

公共用地の取得原価（簿価）は、その取得価格に金利や管理費等を加算した金額で表示されている。簿価に比べて時価が著しく減少している場合、公社をとおし、その含み損の状況を的確に把握しておくこと。

また、簿価が時価を著しく上回っていて、将来にわたり公共用地として利用される見通しがなく、保有を継続することが設立団体の財政運営を圧迫する見込みとなる場合は、公拡法第4条に基づく届出、公拡法第5条に基づく申出により取得されたものを除き、利子負担等の軽減を図るため、簿価にこだわらず一般競争入札等により処分を公社と検討すること。処分をする場合は、その目的や損失の補てん方法を含め、社会的な批判を招くことのないよう配慮すること。

10 組織及び情報公開

(1) 市町村長と公社理事長の兼職

設立団体の長が、公社の理事長を兼職し代表権を理事長に制限している場合、民法第108条の双方代理の禁止に該当する。このような公社の理事長を定款で市町村長のあて職としている場合は、定款の変更の手続きを速やかにとること。

(2) 市町村監査委員と公社監事の兼職

設立団体の監査委員が、公社の監事を兼ねている場合、地方自治法第199条の2の「自己の従事する業務に直接の利害関係にある事件」に当たるため、公社等の監査をすることはできない。原則として、監査委員は公社の監査を兼職しないこと。

(3) 情報公開

市町村及び公社保有の公社に係る文書の情報公開については、市町村の情報公開条例に公社文書を対象に含めるよう関係規程を整備すること。

13. 総務省土地開発公社経営健全化対策の概要

1 根拠規定

土地開発公社経営健全化対策について

(総行地第142号・総財地第266号 平成16年12月27日付け総務事務次官通知)

2 対象団体

(1) 第一種経営健全化団体

平成15年度末又は平成16年度末(以下「基準年度末」という。)に保有する債務保証等対象土地の簿価総額を、同年度の設立・出資団体の標準財政規模で除した数値が0.5以上、又は5年以上保有土地の簿価について同様に算出した数値が0.2以上の土地開発公社

(2) 第二種経営健全化団体

上記の数値がそれぞれ0.25以上、又は0.1以上の土地開発公社

(3) 第三種経営健全化団体

次のいずれかに該当する土地開発公社

イ 遊休土地の取得及び用途変更により土地の活用を図ろうとする土地開発公社

ロ 「供用済土地」を有する土地開発公社

ハ 「土地売却未収金」がある土地開発公社

3 公社経営健全化団体の指定

(1) 公社経営健全化団体の指定

設立・出資団体の長が公社経営健全化計画を策定し、県知事に提出する。県知事は、その内容が適当であると認めるときは、計画提出団体を公社経営健全化団体として指定することができる。

(2) 公社経営健全化団体の指定を受けた団体

① 計画年度 平成17年度～平成21年度

熊谷市・新座市・(川本町)

② 計画年度 平成18年度～平成22年度

川口市・飯能市・蕨市・戸田市・桶川市

4 公社経営健全化の目標

次の全てを達成させること

(1) 債務保証等対象土地の年度末簿価総額を当該年度の設立・出資団体の標準財政規模で除した数値を0.25以下とする。または0.25以上低下させること。

(第三種経営健全化公社では、設立・出資団体が定める目標値を達成すること。)

(2) 債務保証等対象土地で5年以上保有土地の年度末簿価総額を当該年度の設立・出

資団体の標準財政規模で除した数値を 0.1 以下とする。又は 0.1 以上低下させること。

(第三種経営健全化公社では、設立・出資団体が定める目標値を達成すること。)

- (3) 供用済土地及び設立・出資団体への土地売却未収金を解消すること。
- (4) その用途が明確でない土地を解消すること。

5 公社経営健全化団体に対する財政措置

(1) 地方債による措置

- ① 供用済土地を公社から取得する場合、一般単独事業債・一般事業(その他(その他))等による起債対象とする。
- ② 民間事業者への貸付により有効活用を図ることを目的として公社から土地を取得する場合、一般単独事業債・一般事業(その他(その他))等による起債対象とする。
- ③ 公社から土地を取得する場合、その保有期間にかかわらず、公共用地先行取得等事業による起債対象とする(第一種、又は第二種経営健全化公社のみ。)
- ④ 債務保証等対象土地に係る資金について利子補給を行う場合、原資の全額を一般単独事業債・一般事業(貸付金)による起債対象とする(第一種、又は第二種経営健全化公社のみ。)

(2) 特別交付税による措置(第一種経営健全化公社のみ)

- ① 上記③に係る地方債の利子支払額の 1/2 に相当する額(上限 2%)
- ② 上記④に係る地方債の利子支払額の 1/4 に相当する額(上限 1%)
- ③ 無利子貸付に係る資金調達に係る利子の 1/4 に相当する額(上限 1%)

1 4. 県の土地開発公社経営健全化事業の概要

1 概要

県は、土地開発公社経営健全化の推進を図るため、土地開発公社設立団体に対してふるさと創造貸付金の貸付を行っている。

2 対象団体

「土地開発公社経営健全化対策について」（総行地第 142 号・総財地第 266 号 平成 16 年 12 月 27 日付け総務事務次官通知）に定める健全化対策の対象外である団体のうち、県知事に「経営健全化計画書」を提出しその内容が適当と認められた団体。

3 該当団体

上記 2 に該当する団体は、鶴ヶ島市の 1 団体
(計画期間は平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間。)

4 貸付内容

(1) 対象事業

用途が定まっていない公社保有土地について、新たに用途を定め計画的な買い戻しを行う事業

(2) 対象事業費

土地開発公社からの買い戻し額

(3) 充当率

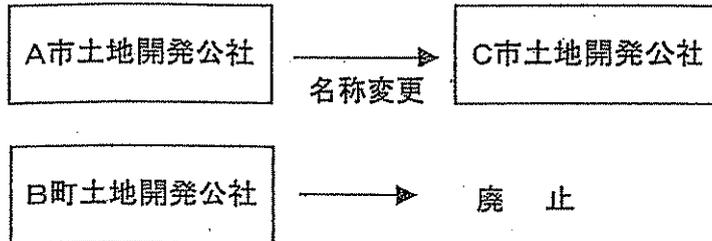
100%

15. 土地開発公社の統廃合の手続等

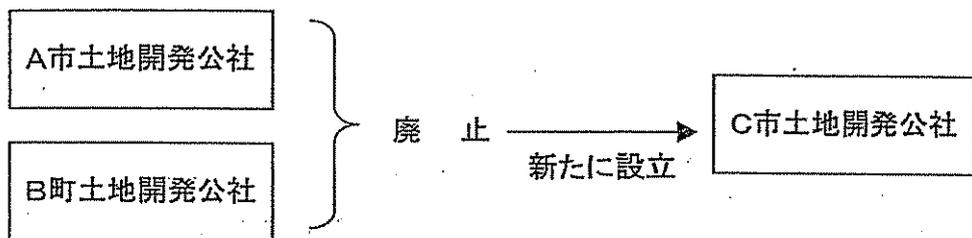
1 市町村合併に伴う公社の統廃合の手法

市町村合併に当たり必要となる土地開発公社の統廃合の手法については、大きく分けて以下のとおり二つの事例がある。
 ※特に、関係市町村の財政措置が確保できないために、公社の保有土地等を合併前までにすべて処分することは困難であると予想されることから、運用上の処理としては、事例1の方法が考えられる。

事例1 A市公社を名称変更によりC市公社として存続させ、B町公社を廃止する。

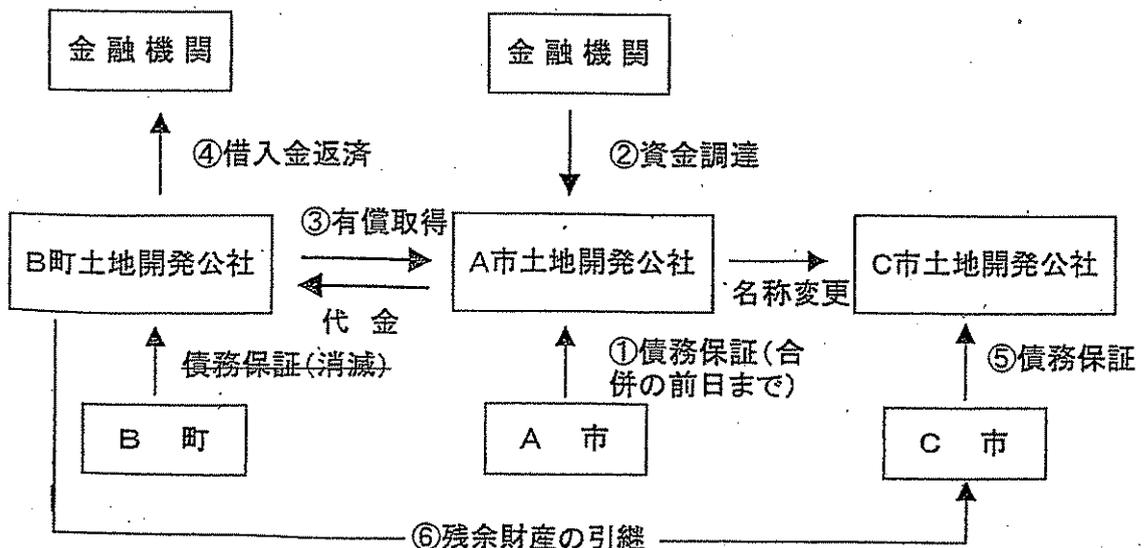


事例2 A市公社、B町公社をともに廃止し、新たにC市公社を設立する。



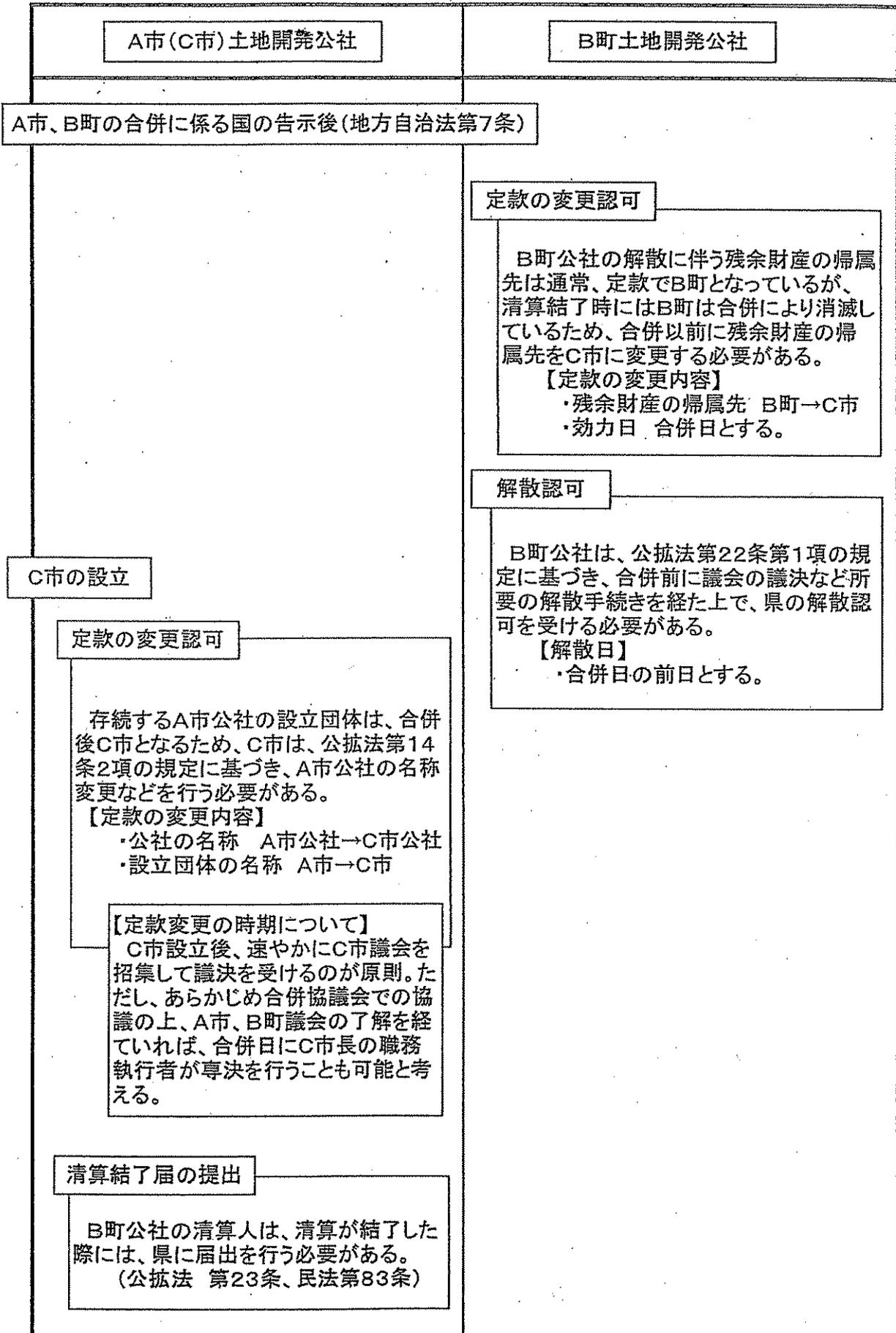
2 公社の統廃合に伴う予算措置等手続 (事例1)

- ①A市は債務負担行為を定め、存続するA市公社に対し、B町公社保有土地の購入資金相当分の債務保証を行う。
- ②A市公社は、B町公社保有土地の購入資金を金融機関から調達する。
- ③A市公社は、B町公社の保有土地を有償取得する。
- ④B町公社は、譲渡代金をもって金融機関からの借入金を返済する。
- ⑤C市に移行後、直ちに債務負担行為の設定(A市公社分+B町公社分)によりC市公社に対する債務保証を行う。
- ⑥B町公社の廃止に伴う残余財産は、C市に帰属する。(B町公社の定款変更が必要)



3 公社の統廃合に伴う定款変更・解散認可等手続（※事例1）

※ A市公社を名称変更によりC市公社として存続させ、B町公社を廃止する場合



平成 1 9 年 3 月 発行

「平成 1 7 年度市町村土地開発公社の現況」

埼玉県総合政策部市町村課